

市では、介護サービス量の増加等を踏まえ、平成30年度から32年度までに必要となる介護給付費を推計し、65歳以上の介護保険料額を改定しました。介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるよう、今後も保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

#### 介護保険料の納め方

- 年額18万円以上の高齢・退職・障がい・遺族年金を受けている人…年金から天引き(特別徴収)
- それ以外の人…市から届いた納付書で直接金融機関等の窓口で納付(普通徴収)

#### 介護保険料(平成30年度～32年度)の保険料段階と年間保険料額

保険料段階	対象者	年間保険料額
第1段階	○生活保護を受けている人 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得額を控除した額+課税年金収入額が80万円以下の人	2万5,380円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得額を控除した額+課税年金収入額が120万円以下の人	4万2,300円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得額を控除した額+課税年金収入額が120万円超の人	
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得額を控除した額+課税年金収入額が80万円以下の人	5万760円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	5万6,400円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	6万4,860円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	7万500円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	8万1,780円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	8万7,420円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	9万8,700円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	10万4,340円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	10万9,980円

※租税特別措置法に規定する譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合、上記の合計所得金額は合計所得金額から特別控除額を控除した金額です。

**問い合わせ** 長寿いきがい課介護保険担当(1階⑤番窓口)

## 後期高齢者医療加入者へ 後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に発送

後期高齢者医療制度では、世帯単位ではなく、被保険者ごとに保険料を納めていただきます。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。計算方法は、県後期高齢者医療広域連合が決定するため、県内は全て同じ方法で算出されます。

今年度からの保険料の軽減措置は、所得割額の軽減が廃止され、元被扶養者の均等割額の軽減が7割から5割に変更されました。詳しくは、保険料額決定通知書に同封されている「保険料のしおり」をご覧ください。

**問い合わせ** 健康支援課国民年金・医療費担当(1階④番窓口)